

Zero transmission in Japan by 2030 ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、Zero transmission in Japan by 2030 推進委員会（以下「委員会」という。）が制定した Zero transmission in Japan by 2030 プロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用することができる者)

第2条 ロゴマークを使用することができるのは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 委員会の各委員
- (2) 一般社団法人日本エイズ学会及びその会員
- (3) 公益財団法人エイズ予防財団
- (4) その他、委員会委員長が適当と認める者
- (5) 本プロジェクトの趣旨に賛同した者

2 前項第1号から第3号に規定する者は、ロゴマークの使用に際して委員会委員長への申請の提出を要しない。

3 第1項第1号から第3号に規定する者以外でロゴマークの使用を希望する者は、使用規定に同意したものとする。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、次の各号に掲げる目的で使用するものとする。

- (1) 委員会の活動または事業を実施する目的
- (2) 委員会及びその活動または事業を紹介し、広報する目的
- (3) その他、委員会委員長が適切であると判断した目的

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定めるデザインガイドラインに従い、ロゴマークのデザイン要素を再現して使用すること。

(使用の制限)

第5条 委員会委員長は、ロゴマークの使用状況が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を差し止めることができる。

- (1) デザインガイドラインに従っていない場合
- (2) 第3条の各号に該当しない目的で使用されている場合
- (3) 営利目的の活動に使用されている場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのある場合

(5) その他、委員会委員長が不適切であると判断した場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(責任)

第7条 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークの使用に関連して第三者に損害を与えた場合には、当該利用者がその損害について責任を負うものとする。

2 委員会は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

附 則

1. この規程は、令和6年11月27日から施行する。